

特記仕様書

1 業務概要

業務名 消防用設備等点検業務

履行場所 秋田県立保呂羽山少年自然の家 秋田県横手市大森町八沢木字大木屋73

履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

業務対象 消防用設備等の種類は別紙内訳書のとおり

2 業務内容

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第17条の3の3に基づき、庁舎内の消防用設備等の定期点検を実施する。

(1) 点検は次の期間に実施するものとし、実施日は事前に発注者と協議の上、決定する。

① 機器点検及び総合点検：契約締結日から令和8年9月30日まで

② 自家発電設備保守点検：契約締結日から令和8年10月30日まで

③ 機器点検：令和9年1月6日から令和9年2月26日まで

(2) 点検の方法及び結果報告は、消防用設備等の点検及び報告について定める消防庁告示を遵守し、適切に実施する。

3 業務の記録、報告及び検査

(1) 点検結果は、次に示す報告期限までに上記2(2)により提出する。また、必要に応じて消防機関へ提出する。

① 機器点検及び総合点検：令和8年10月30日まで

② 自家発電設備保守点検：令和8年11月30日まで

③ 機器点検：令和9年3月31日まで

(2) 業務を完了したときは、書面により完了届を提出する。

4 業務従事者の資格・他の業者への再委託

点検は、消防用設備等の種類に応じた点検資格を有する者が行うものとする。

一部の点検について、他の業者に再委託を行う場合は、契約書第6条に基づき再委託申請書を提出し、施設管理担当者の審査を受けること。

また、業務計画に再委託先の担当者の経歴書等、詳細を明記すること。

消防用設備等内訳書

消防用設備等の種類	数量	単位	点検・作業項目及び回数
消火器具			
粉末消火器 加圧式	10	本	機器点検 2回
粉末消火器 蓄圧式	10	本	機器点検 2回
屋内消火栓設備			
加圧送水装置	1	式	機器点検 2回、総合点検 1回
屋内消火栓	5	組	機器点検 2回
配線	1	式	総合点検 1回
自動火災報知設備			
予備電源 受信機内蔵型	1	組	機器点検 2回、総合点検 1回
受信機 P型1級 埋込型	1	台	機器点検 2回、総合点検 1回
感知器 差動式スポット型	89	個	機器点検 2回、総合点検 1回
感知器 定温式スポット型	13	個	機器点検 2回、総合点検 1回
感知器 煙式光電式スポット型	15	個	機器点検 2回、総合点検 1回
発信機 P型1級	5	個	機器点検 2回、総合点検 1回
音響装置	5	台	機器点検 2回、総合点検 1回
配線	1	式	総合点検 1回
誘導灯及び誘導標識			
誘導灯	27	個	機器点検 2回
配線	1	式	総合点検 1回
排煙設備			
防火戸	1	台	機器点検 1回、総合点検 1回
防火シャッター	1	台	機器点検 1回、総合点検 1回
配線	1	式	総合点検 1回
非常電源			
自家発電設備	1	台	機器点検 2回、保守点検 1回
蓄電池設備	1	台	機器点検 2回